

飯舘村の避難生活実態と復興に関する飯舘村成人アンケート調査結果速報

第一部 集計結果と提案 第二部は回答者の自由記入内容です。

〔調査実施機関〕

日本大学生物資源科学部建築・地域共生デザイン研究室 教授：糸長浩司、研究員：浦上健司
(協力：NPO 法人エコロジー・アーキスケープ、飯舘村民有志及び新天地を求める会)

本調査は放射能禍に見舞われた福島県飯舘村の村民の避難生活実態や不安、地縁の維持状況等を明らかにするとともに、長期化が予想される避難生活や今後の復興に対する村民の意向、行政施策に対する期待を明らかにすることを目的に実施したものである。

主な調査項目は、下記の通りである。

1. 避難解除について
2. 避難生活の長期化に対して
3. 避難生活でのコミュニティレベルでの村民交流、今後の対応策の検討
4. 放射能対策と長期的な健康維持
5. 今後の村にとって重要な放射能公害対応について
6. 農業意向
7. 子育てに関する心配と意向

I 調査概要

【調査方法】 選挙人名簿、住宅地図を用いて、本人宛に旧住所に郵送配布・回収

【調査時期】 2012年10月下旬～12月中旬（遅れ票を含む）

【対象者】 飯舘村の有権者全員 4,850名

※特養老人ホーム入居者（当該住所の有権者）93名は、回答が困難であるとの判断から対象外とした。

※発送したものの転送先不明で返送されてきた224人についても対象外とした。

【回収数】 1,367票（28.2%）

【有効回答数】 1,366票（28.2%）

本調査は、財団法人全労済協会「2011年度公募委託調査研究」によって実施したものです。

Ⅱ 調査結果のポイント

1. 避難解除について

- ◆ 帰村しないとする村民が 2 割、1 ミリシーベルト未満なら帰村と考える村民が 4 割【→問 1】
- ◆ 避難解除の決定時には住民投票等、自分たちの意志を直接反映させたいと考える村民が 7 割【→問 2】
- ◆ 避難解除されても、当面は帰村しない村民が 6 割【→問 3】
- ◆ 避難解除された時点での飯舘村の住居の扱いについては、解除時点で住むつもりはないが処分意向は少なく、残しておく意向が強い【→問 4】
- ◆ 避難解除後の村で希望する仕事について、7 割程度の村民は村内での就業意向はない【→問 5】

2. 避難生活の長期化に対して

- ◆ 借り上げ住宅（みなし仮設）の継続を望む声が 3 割、自分の住みたい場所に、個々に持ち家を所有したい人が 2 割超、災害公営住宅希望者が 2 割弱【→問 6】
- ◆ 長期避難の際には、現在の避難場所に近いところで生活したいと考える人が多い【→問 6 付問】
- ◆ 全体の 3 割が行政区単位の仮の村を望み、別の 3 割が地縁にとられない仮の村の整備を希望【→問 7、問 7 付問 2】
- ◆ 所有地については、全ての所有地の買い上げを望む声が 3 割弱、全ての所有地の借り上げを望む声が 1 割強【→問 8】

3. 避難生活でのコミュニティレベルでの村民交流、今後の対応策の検討

- ◆ これまで飯舘村では行政区単位の村づくりに注力してきたが、この単位での交流活性化を必要だと考える人は約半数【→問 9】
- ◆ 具体的な交流促進策としては「定期的な交流会・茶話会の開催」、「定期的な行政区の総会」を望む人が多く、「みんなが集まりやすい集会施設等の開設」を望む人も一定割合に達した。【→問 9 付問】
- ◆ これまで飯舘村では行政区単位の村づくりに注力してきたが、この単位での今後の対応策の検討や、復興計画づくりについて必要性を感じる人は 6 割超【→問 10】

4. 放射能対策と長期的な健康維持

- ◆ 放射能リスクの楽観的な情報しか入手できないことへの不安を訴える人が 3 割超、努めて気に生活しないようにしているという消極的なストレス回避を採っている人が 3 割に達する【→問 13】
- ◆ 放射能リスクを気にしている村民（948 人）でも、対応策をとっている村民は 2 割未満【→問 13 付問 1】
- ◆ 福島県の実施した震災時の行動記録提出状況については、4 割近くが提出しない意向で、15.2%がまだ考えている【→問 14】
- ◆ 村民有志「負けねど飯舘!!」作成配布の「健康生活手帳」は、手帳入手者が 5 割程度で、初期段階の行動記録は 2 割弱に留まる【→問 15】
- ◆ 「原発災害者健康手帳（仮称）」について、必要と回答した人は 4 割強【→問 16】

5. 今後の村にとって重要な放射能公害対応について

- ◆村民の期待する今後の村の施策 5 位までは「補償・賠償交渉」が 7 割超、「子ども、村民の長期的な健康管理施策」6 割、「村の徹底的な除染」5 割、「安心して暮らせる移転先、住宅地の検討」46.9%、「村民の意見を十分に入れた復興プラン再構築」41.4%【→問 17】
- ◆「原発事故子ども・被災者支援法(略称)」について、知っている村民は 1 割に留まる【→問 18】
- ◆戻らない村民に対する村の施策として、村民が期待するテーマを 3 位まで見ると「村外への住宅地整備と住宅建設支援」が 5 割弱、「子育て支援」3 割強、3 位は「村外への復興公営住宅整備」26.9%【→問 19】

6. 農業意向

- ◆避難前に生業、自給にかかわらず農業を経験していた村民は 7 割弱【→問 20】

—以下、避難前の飯舘村での農業従事者（1,069 人）に対する設問—

- ◆飯舘村で農業をしていた人の 5 割強が農業を継続し、その 5 割弱が自給野菜を生産【→問 20 付問 1】
- ◆飯舘村で農業をしていた人の 4 割超が農業再開・継続意向なし【→問 20 付問 2】
- ◆村に帰村して農業をしたい人は 121 人で、6 割以上が以前と同じ内容の農業を希望し、村が復興計画等に提示した“新しい農業”を希望する人は 2 割未満【→問 20 付問 3】

7. 子育てに関する心配と意向

—以下、18 歳未満の子どもをもつ親（268 人）に対する設問—

- ◆子どもの内部被曝検査の未受診者が 15.3%に達する【→問 21 付問 2】
- ◆震災後の子どもの変化について 3 位まで見ると、「室内遊びの増加」が 5 割、「怒りっぽくなった」38.1%、「体力が減った」36.2%【→問 21 付問 3】
- ◆避難先での子育ての心配事について 3 位まで見ると、「子どもの健康」が 7 割弱、「子どもの精神的負担」が 5 割強、「学習、学校」が 45.9%【→問 21 付問 4】
- ◆子どもの将来の心配事は、「健康面（精神的面も含めて）」が 8 割超、「結婚」6 割が続く【→問 21 付問 5】

Ⅲ アンケート結果を踏まえての、飯舘村民の生活再建と復興のための提案

今回の飯舘村成人アンケートの結果を鑑みて、飯舘村民の生活再建と復興のための施策を提案します。

〈提案の骨子〉

1. 避難解除の決定

- ◆年間1ミリシーベルト以下での避難解除で、村民懇談会を開催し村民投票で決定

2. 避難生活の長期化対策

- ◆避難解除宣言に関係なく、見なし仮設、仮設住宅支援の継続と補償の継続
- ◆コミュニティによる村外への「原発災害集団移転促進事業」（仮）の推進
- ◆用地買収基準での不動産賠償のスムーズな解決による生活再建資金の提供
- ◆被害者の生活再建に関する住宅ローン対策等生活再建支援制度の確立

3. 村民交流の促進と地縁コミュニティによる復興計画づくり

- ◆借り上げ住宅村民のための自治会と集会施設の整備
- ◆県内、県外避難者との交流促進と疎開授業やリフレッシュキャンプ等での交流機会の提供
- ◆行政区単位での復興計画づくり

4. 放射能対策と長期的な健康維持

- ◆原発災害への行政対応の検証
- ◆放射能リスクに関する総合的な学びの場と機会の提供
- ◆「原発災害者健康手帳（仮称）」制度の獲得

5. 重要な今後の村の放射能公害対策について

- ◆原発被害の関係市町村との協働歩調による補償・賠償交渉の促進
- ◆「原発災害者健康手帳」（案）の獲得と「原発事故子ども・被災者支援法（略称）」の具現化
- ◆除染の時期と方法の見直しと、除染中心の復興施策を改め、村民の生活再建、村外復興事業の展開
- ◆戻らない人ために、村外での飯舘らしい菜園付き村外住宅地づくりの推進
- ◆多数の住民参画での復興計画の再構築

6. 農業再開

- ◆避難地での共同菜園、凍み餅づくり等の伝統食の継承支援
- ◆避難先の村外で本格的な農業の経営再開への支援
- ◆放射能汚染状況の科学的な調査に基づく帰村後の飯舘村での農業再開方法の検討

7. 子育て世帯への対策

- ◆子供の内部被曝検査の徹底化
- ◆帰村中心の復興施策ではなく、帰村できない若い世帯への短期・中期・長期的な支援策
- ◆住宅ローン、二重ローン問題の解消等、津波被災者に準ずる生活再建対策の確立
- ◆疎開・移住教室、リフレッシュキャンプ等の子供の被曝低減のための対策の推進
- ◆将来不安を解消するための国民的意識を高めるための広報対策

〈提案の詳細〉

1. 避難解除について

国が平常時の目安として年間 1 ミリシーベルトを厳守し、避難解除を確定すべきです。村の避難解除に当たっては、全村での放射能汚染状況の開示と村民への的確な説明を行い、村民懇談会を開催し村民投票で決定することが望ましいです。

2. 避難生活の長期化対策

①借り上げ住宅、仮設住宅の維持と補償継続

厳しい避難生活の拠点となっている現在の借り上げ住宅、仮設住宅ですが、一方的な避難解除宣言による期限切れでの補助廃止となることは決してあってはなりません。個々の世帯での安定した生活拠点が構築できるまで本補助制度の維持は必至です。また、避難解除宣言での精神的補償等に関しての補償が切れることのないようにすることが必要です。筆者らの以前のヒアリング調査や前田行政区アンケートでは「補償が切れてしまえば、村に戻らねばならない」という回答する人も少なからず存在したことから、本人の意に反して被曝覚悟で帰村する村民が出て来ることが心配されます。

②村外での飯舘村住宅地の建設／「原発災害集団移転促進事業」(仮)の推進

年間 1 ミリシーベルト以下になるには 10 年以上の歳月が必要と思われます。帰村しない、10 年以上は帰村しない等の村外での長期的な生活を覚悟している村民が多い状況です。放射能汚染の少ない村外において安心できる生活を確保するために、菜園付きの飯舘村住宅地づくりを小規模で数箇所でもよいので行政施策として実施して下さい。実施に向けて村外居住希望の村民の意見交換、懇談会、ワークショップ等の開催を実施し、村民と行政が一体となった長期的な避難生活拠点づくりを検討することが必要です。行政区単位での住宅地づくりの他、行政区に拘らない住宅地づくりも必要となっています。その際の候補地としては、村民の意向からは、福島市内の飯野や荒井地区、その他現在の避難生活をしている市町村エリアの自治体との協議を行政が率先して進めることが必要です。また、自家用野菜等が栽培できる農業環境づくり、村で培ってきた技を生かせる生業や新しい仕事づくりも重要です。

津波被害地では、国の「防災集団移転促進事業」が 5 世帯の合意で可能となり、現在多くの同事業が展開されつつあります。原発災害地に関しては、「仮の町」等の行政主導の構想が検討されていますが、被災者での共同、コミュニティ単位での移転住宅地づくりの制度が確定していません。一日も早く、この種の移転住宅地事業（「原発災害集団移転促進事業」(仮)）が実施されることが必要です。

③不動産賠償のスムーズな解決

村外での生活拠点づくり、戸建て住宅建設を希望する村民のためにも、村内の不動産補償での資金獲得が急務となっています。震災前の自然と共生した自給自足性の高い豊かな農的生活を保障することは金銭的には限界があることは確かです。ただ元の状態、豊かな暮らしに戻せない状況下では、せめて安心して暮らせる住宅環境、生活環境の補償を金銭的にも賠償することが求められます。東電の一民間企業の起こした民事災害対応ではなく、公共事業に伴う人災として、公共事業に伴う公的な補償基準としての「用地買収基準」に準ずる補償が必要です。村民の所有地に対する売却、賃貸の意向

は分かっていますが、東電に一日も早く、個別世帯での聞き取り調査等での意向把握を求めます。行政が村民の個別意向を的確に把握し、東電に要求することも必要です。

④被害者の生活再建に関する総合的支援の確立

生活再建支援金、住宅ローン対策等地震・津波被災者に適用されている被災者生活再建支援制度に準ずる総合的な生活再建支援制度の確立を求めます。

3. 村民交流の促進と地縁コミュニティによる復興計画づくり

村民交流の促進のために、借り上げ住宅に暮らす村人の孤立感が高まっています。借り上げ住宅の地域自治会の設置と集会施設の整備に関する行政対応は急務です。また、県内の遠隔地、県外に避難している村民の孤立感、情報阻害感もおきていますので、より細やかな情報発信と村民間交流を促すための支援策が必要です。また、子ども達の疎開授業やリフレッシュキャンプ等の機会を提供し、その受け入れ先に避難している村民達との交流のための機会と資金提供が求められます。

こうした地縁を維持していくための復興策として、被災前の飯舘村での住民参加の村づくりに立ち返り、行政区単位での「地区別復興計画」（飯舘村及び村外コミュニティ構築等）の作成とその実施体制について早急に行政的な対応が必要です。遠隔地に避難している村民に対しては、話し合いでの直接の発言機会を担保するために交通費等の支援策も必要です。

4. 放射能対策と長期的な健康維持

①原発災害への対応について検証

アンケートの自由記入欄では、災害直後の行政対応、放射能汚染情報開示方法、汚染対策等についての村民の行政不信が強く書かれています。このような状況では、村民と行政が一丸となった長期的な対応はできません。災害後の行政対応を含めて、飯舘村、村民の災害対応行動に関して、第三者機関を組み入れた再検証していくことが必要です。これは飯舘村だけにしか出来ないことでもあり、その成果は今後の放射能汚染対策にも役立つものとなり、歴史的にも重要なものとなります。

②放射能リスクに関する総合的な学びの場と機会の提供

放射能災害は複雑で未確定な内容も多々ありますが、村民自身が放射能汚染とその影響に関しての的確な情報の入手と学びが必要です。放射能影響に関しての見解の分かれる科学者、専門家を交えた、学びの機会をもっともっと行政は用意する必要があります。

③「原発災害者健康手帳（仮称）」制度の獲得

「被曝」手帳」という名称を嫌って、この種の長期的な健康管理に伴う医療保障の権利を獲得することに関して村行政は消極的ですが、村民の4割以上がその必要性を訴えています。他の市町村と連携して、この権利を獲得することは必要です。

5. 今後の村にとって重要な放射能公害対策について

先の項目で述べていることに関して行政対応を積極的に進めることを期待します。それも含めて、下記の事項を提案します。

①補償・賠償交渉

村民の現在の一番の心配事は、補償・賠償である。生活再建資金の問題であり、このテーマに関して行政での対応を期待します。他の関係市町村との共同歩調での補償・賠償交渉を東電、国と進めてほしいと思います。

②被曝状況の精緻化と継続的な健康管理

初期被曝状況がまだ不明確なままであり、個々の村民の被曝データ化に関して行政の積極的な関与が望まれます。「健康手帳」(案)制度の確立、「原発事故子ども・被災者支援法(略称)」の具現化を関係市町村と共同して国に要請してほしいと思います。

③除染について

徹底除染を村民は望んでいます。宅地だけでなく、田畑、山林の除染です。ただ、これは不可能に近いものがあり、先の見通しも芳しくない状況です。国の予算を除染中心に活用することをやめ、他の生活再建、復興事業展開に使用できるような復興対策の内容を変更することが求められています。全村での放射能汚染状態と半減期の見通しの科学的な知見を踏まえて、長期的な村の土地・土・環境の復興計画を考え、その上で、除染の時期、方法を再検討する必要が出てきています。

④戻らない人の生活再建支援対策

飯館村近傍、福島市内、県外等に避難し、戻らないこと、あるいは10年以上は戻らないと決めている村民、年間1ミリシーベルト以下で無ければ帰村しないと決めている多くの村民に対して、戻らない村民のための生活再建支援策をより具体化することが求められています。先に述べた菜園付き飯館住宅地の村外への造成等の具体策を、福島市、相馬市、伊達市等の行政機関と協議して具体化していくことを要望します。

⑤住民参画での復興計画の再構築

行政区別復興計画、飯館村復興計画の策定を、再度、多様な村民を交えて実施することを提案します。

6. 農業再開

土で生きてきた村民が避難先で自家用野菜等の農業を継続しています。共同菜園も実施され、凍み餅づくり等の伝統食の継承も高齢者の生きがいとして進められています。こうした村民の自主的行動を支援し、拡大していくことが心身の健康を維持するためにも求められます。また、避難先に開設した農園等に対する放射能汚染度の測定、収穫作物の検査を恒常化し、内部被曝リスクのない生産・消費のシステムを確立することが必要です。

一方で、村外で本格的な農業、畜産経営再開を模索している村民がいます。農地法、農業支援策について行政界を超えて実施できるような新たな施策が必要となっています。農地、施設、設備等の営農資本の提供も含めた総合的な村外での農業再開支援が求められます。

帰村後の農業再開意向者も100人以上存在します。放射能汚染度合いの面的調査の継続とあわせて、本当に農業展開が可能かどうか、どういう農業展開が可能か、農産物の放射能測定の徹底化等についての検討も必要です。植物工場やエネルギー作物生産等も含めた農業再開については、放射能汚染が継続している地域での就農となり、前例のないことでもあり、その可能性、危険性に関してより精緻な調査と事業展開の可能性に関しての基準等の検討を事前にすることが肝心です。

7. 子育て世帯への対策

子どもの内部被曝検査をまだ受けていない世帯もいることから、早急に 100%の検査がされる対策が必要です。

避難先での子どもの心身のストレスが高まっていること、それに伴う親のストレスも高まっていることを考えると、帰村中心の復興施策ではなく、帰村できない世帯、世代への短期・中期・長期的な支援策、安心した生活、養育、勉学のできる総合的な子育て世帯への対策が求められます。子どもをかかえている若い世帯は帰村して飯舘村で暮らすことは想定していないといえます。先の提案で述べたように、帰村できない村民の生活再建の拠点となる、住宅環境の補償がもっとも必要となっています。住宅ローン問題、二重ローン問題の解消等、津波被災者における対策に準じた原発被害者の生活再建対策が急務となっています。

避難先での若い世帯の仕事、子どもの遊び環境、教育環境の充実化等が求められています。その場所をどこにするかに関して、若い関係世代を交えた「若者の生活再建ワークショップ」のようなものを積極的に開催し、飯舘村の復興の担い手自身の生活再建の見通しを明確にしていくことが求められています。

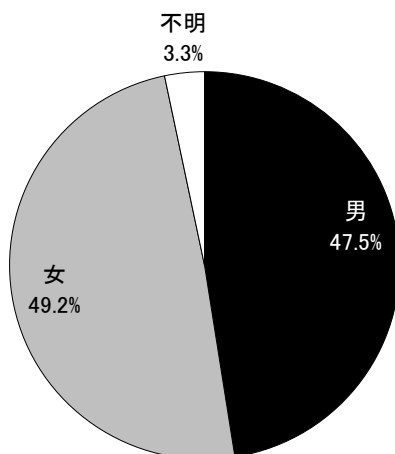
子どもの将来についての健康面の心配、結婚の心配を親はしています。この心配事は直ぐに解決できるものではありません。将来的な偏見と差別にもつながる恐れのある課題は、国民全体が真摯に向き合い、自分たちの課題として考えていかなければならない課題です。国、県、村行政に対して、このような子を持つ親の気持ちを真摯に受け止め、より安全で、リスクを回避するための、健康手帳、疎開策、移住策、疎開・移住教室等の具体的な対策をとることが切望します。原発災害という未曾有の災害は、東電一企業の災害ではなく、国策として原発行政による国策による人災であり、長期的で甚大な公害ですので、未曾有の対策、国策での対応策が求められています。

IV 調査結果（単純集計）の詳細

回答者の属性

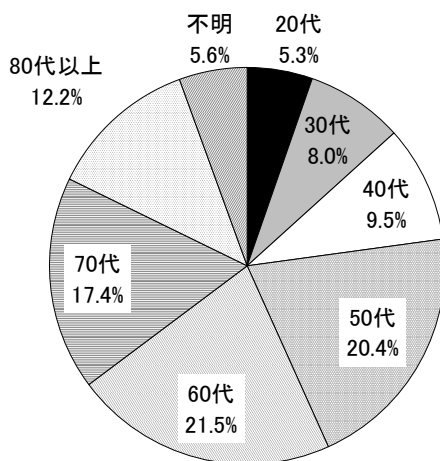
◆性別

「男性」は47.5%、「女性」が49.2%で、ほぼ半々の比率であった。



◆年齢

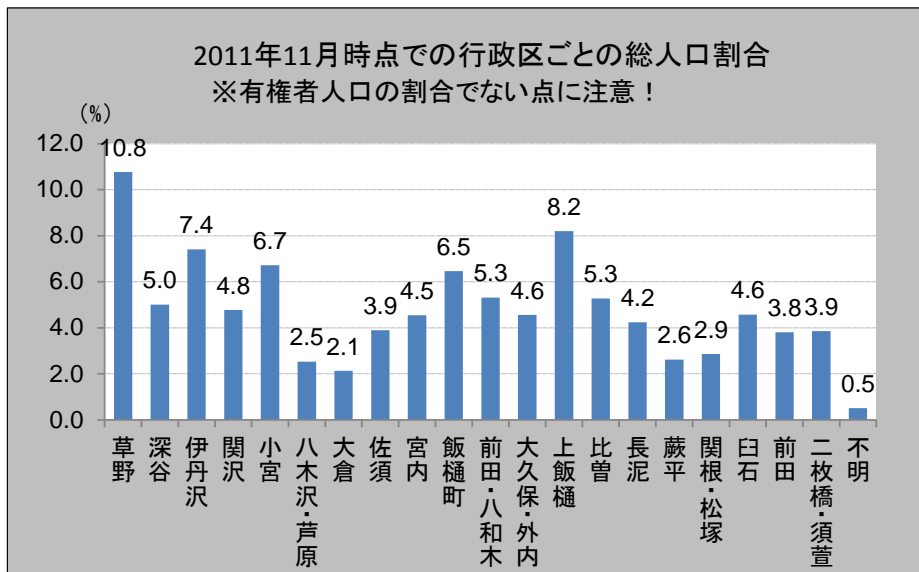
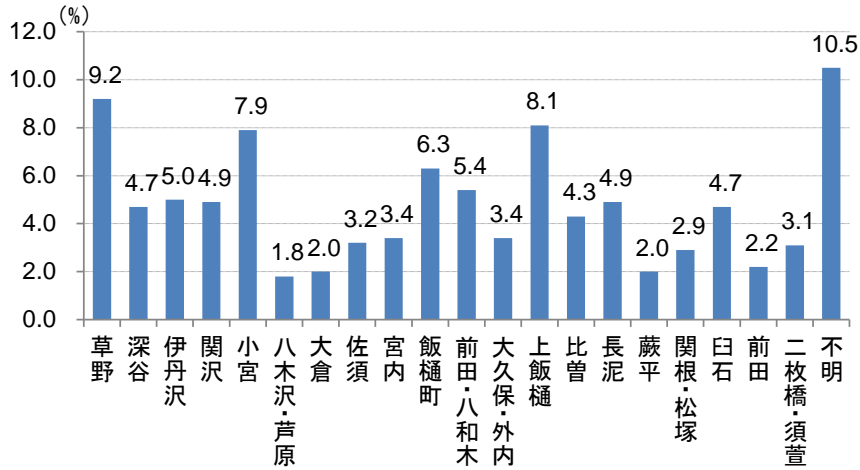
選挙人名簿を使用しているため、20歳以上（有権者）が対象となっている。40代以下の若年層の回答は4分の1に達している。「60代」（21.5%）までは、年代を増すごとに回答者が多くなり、60代をピークに微減している。



◆避難前居住行政区

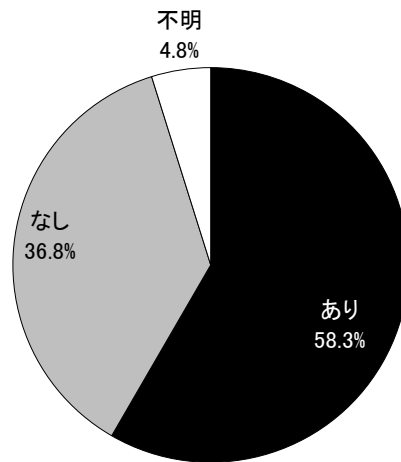
村には 20 の行政区があるが、全回答者の 5%を超えた行政区は「草野」(9.2%)、「上飯樋」(8.1%)、「小宮」(7.9%)、「飯樋町」(6.3%)、「前田・八和木」(5.4%)、「伊丹沢」(5.0%) で、最も回答者数が少なかったのは「八木沢・芦原」の 1.8%であった。

全人口比率(2011年11月時点)であるが、これと比較すると、概ね各行政区から満遍なく回答が得られたと考えられる。



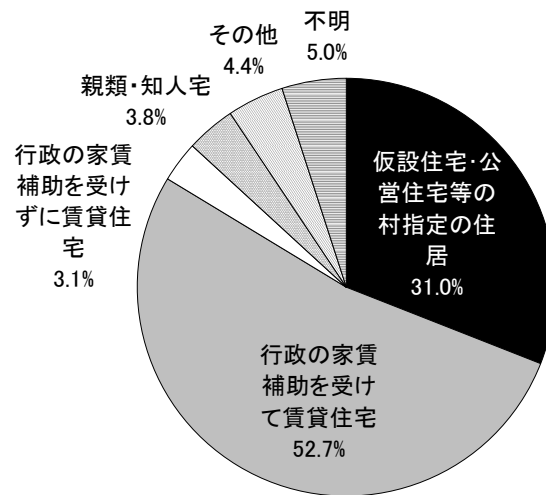
◆避難前後での家族構成の変化

「あり」と回答した人は58.3%であり、6割近くが避難に伴って家族構成に変化を生じている。端的に言えば、世帯分離が進んだことになる。



◆避難先での住居形態

「行政の家賃補助を受けて賃貸住宅」（見なし仮設）の居住者が、最も多く半数以上を占めている。次いで「仮設住宅・公営住宅等の村指定の住居」が3割となっている。「仮設住宅・公営住宅等の村指定の住居」への居住者以外は、ほとんどの場合、個の避難となっており村で培ってきた地縁が希薄化すること、孤立化が進行することなどが危惧される。



1. 避難解除について

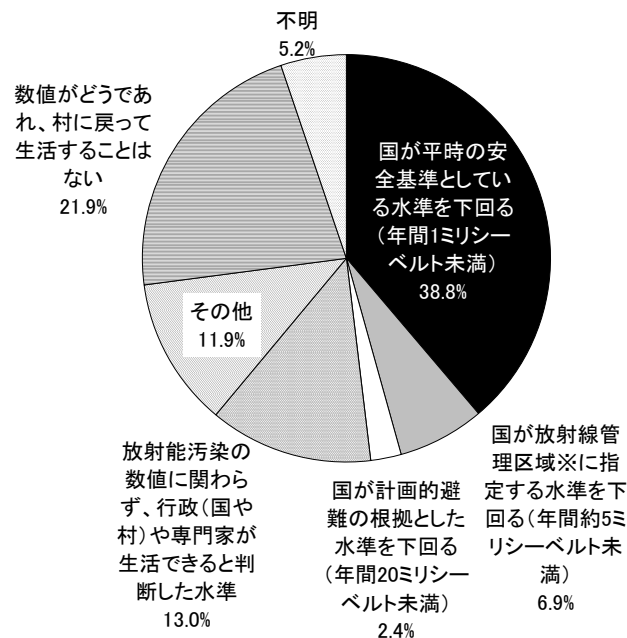
◆帰村して暮らせると考える状態の放射能レベル(n=1,366s)

【問1】あなたが村に戻り、暮らせると思うのはどのような状態になった時ですか。(○は一つ)

「数値がどうであれ、村に戻って生活することはない」と回答した村民が2割強いる。

これに対して、放射能汚染の程度によって帰村を考えている村民は7割強に達するが、全体の38.8%が「国が平時の安全基準としている水準を下回る(年間1ミリシーベルト未満)」としており、「国が放射線管理区域に指定する水準を下回る(年間約5ミリシーベルト未満)」も6.9%となっている。この3つの回答で7割弱にまで達している。

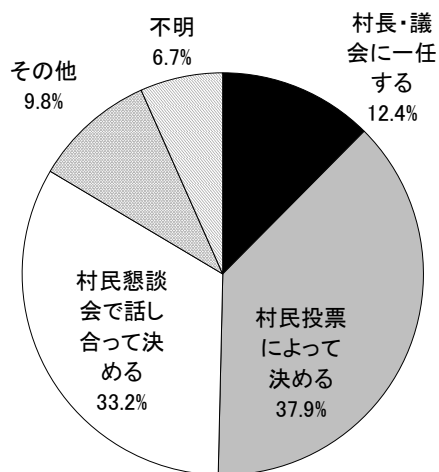
つまり、国が避難解除の基準とし、かつ2012年7月に実施された再ゾーニングの基準となっている年間20ミリシーベルトの段階で帰村しよう(できる)と考えている村民は2割にも満たない状況である。国、村が帰村条件としている数値に関して、村人は納得しておらず、避難解除に関しては再考が必要となっている。



◆避難解除にかかる望ましい決定方式(n=1,366s)

【問2】村の避難解除の決定方法で、あなたの考えにもっとも近いものをお答えください。(○は一つ)

「村民投票によって決める」が4割弱で最も高く、次いで「村民懇談会で話し合っで決める」も3割強となっている。いずれにしても7割の村民が、村民の意見を直接反映させるかたちでの、避難解除の決着方法を求めている。災害後の避難、復興対策等についての住民の関わりが不十分なままで進められてきていることへの不満や、避難解除という村民自身の健康や生涯設計に関係することに関して、村民自身の直接参加での決定を望んでいるといえる。

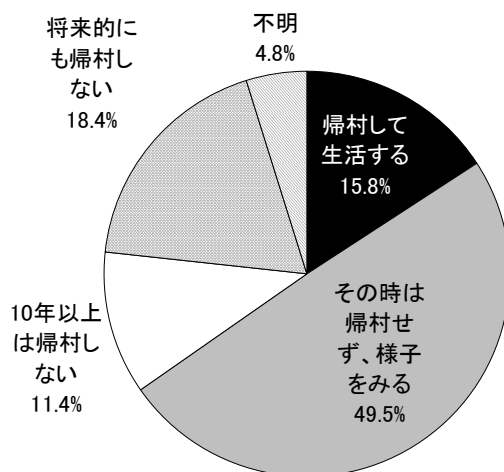


◆国と合意した避難解除時期に、避難解除された際の帰村意向(n=1,366s)

【問3】村は原発事故発生時から3～6年後に避難解除する見込みを、国と合意したとの新聞報道があります。もし事故発生後3～6年で避難解除された、場合あなたは帰村して生活しますか。(○は一つ)

村では平成24年10月に、16行政区の平成26年3月を最速として避難解除時期についての方針を国と合意しているが、こうした時期に予定通り避難解除された場合「帰村して生活する」と回答した村民は15.8%であった。

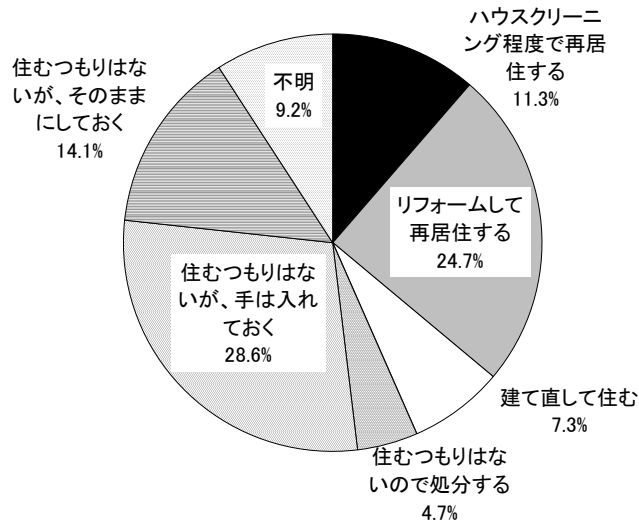
これに対して「その時は帰村せず、様子を見る」が5割弱で最も多く、先の設問の回答とほぼ重複するかたちで「将来的にも帰村しない」が2割弱、「10年以上は帰村しない」が1割強という結果になった。帰村行動はQ1で見た個々の放射能リスク許容度と関係するが、いずれにしても避難解除された直後には、大多数の村民が帰村しない考えを示している状況を見据えた対策が村、および国には求められる。



◆避難解除された時点での住居の扱い(n=1,366s)

【問4】将来、避難解除された時、あなたはその時点で飯館村の住居をどのようにしますか。(○は一つ)

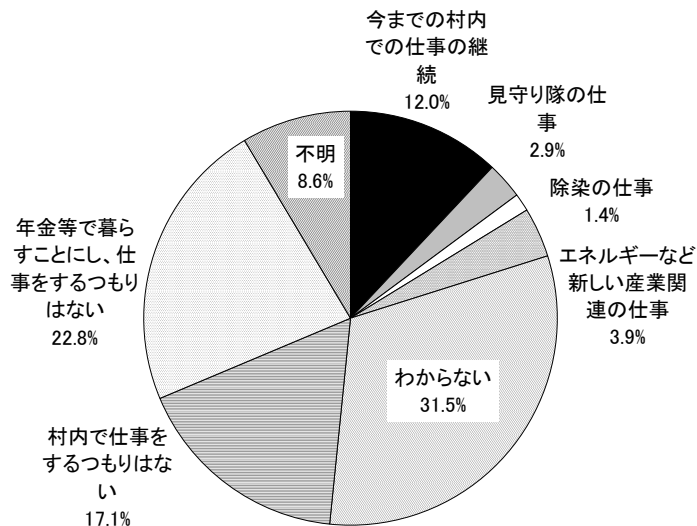
上位3つまで見ると「住むつもりはないが、手は入れておく」の28.6%が最多で、これに「リフォームして再居住する」が24.7%、「住むつもりはないが、そのままにしておく」の14.1%が続いている。



◆避難解除後、村で希望する仕事(n=1,366s)

【問5】避難解除後、あなたが村で希望する仕事は何ですか。(〇は一つ)

「わからない」と回答した村民が3割で最も多く、「年金等で暮らすことにし、仕事をするつもりはない」が2割強、「村内で仕事をするつもりはない」が2割弱となっており、これらで7割程度に達する。現時点で、村内での就労についてある程度明確にイメージしている村民は2割程度であり、全体の1割程度の村民が「今までの村内での仕事の継続」を望んでいる。避難解除での村での仕事に対する希望を抱けない村民が多くいる中で、村外での安定した生計のあり方について、現段階から構想、計画、事業展開を進めることが行政にも求められているといえる。



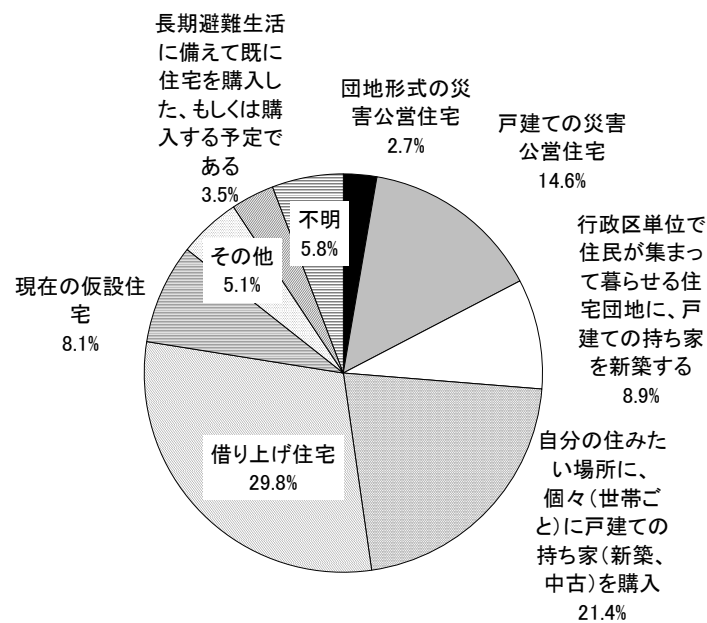
2. 避難生活の長期化に対して

◆避難生活が長期化した際の住居形態(n=1,366s)

【問6】帰村に至るまでの避難生活は、長期化する可能性もあります。帰村までの間の住居について、あなたは以下のどれを希望しますか。(○は一つ)

「借り上げ住宅」を希望する村民は3割弱であり、次いで「自分の住みたい場所に、個々(世帯ごと)に戸建ての持ち家(新築、中古)を購入」が2割超で続く。「災害公営住宅」については団地形式よりも、戸建て形式の要求が高いが、合わせて2割弱の村民が公営住宅の建設を望んでいる。放射能災害以前に村が注力してきた村づくりの村民参加の単位である「行政区単位」での住宅地づくりについては、1割弱の村民が望むに留まった。避難生活が行政区単位ではなく、家族単位での選択を優先して避難対策が影響しているのかどうかは判断できないが、個々の家族単位での生活再建、住宅再建を希望する意向が高いといえる。

特筆すべきは、3.5%と僅少ではあるが既に「長期避難生活に備えて既に住宅を購入した、もしくは購入する予定である」村民の存在が明らかになったことである。

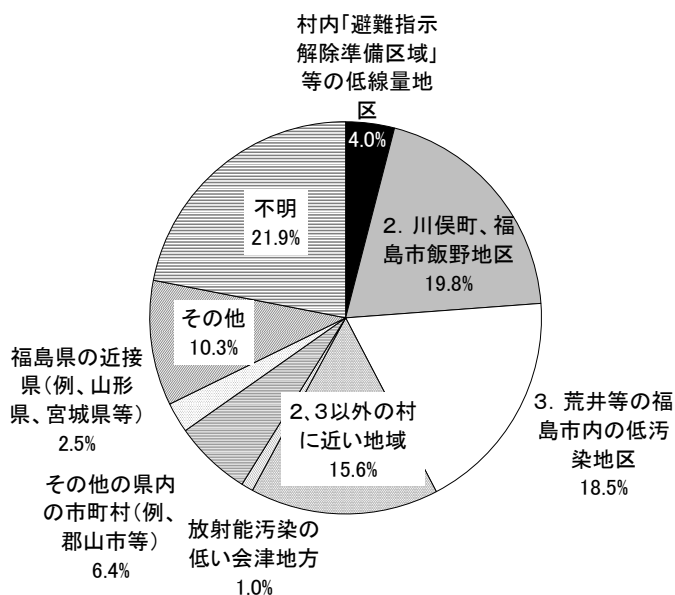


◆長期避難時の居住地域(n=1,366s)

〈付属の問〉問6で「8. 以外」を回答した方にお聞きます。長期化する避難生活において、最も希望する居住場所はどこですか。(○は一つ)

この設問では“現時点ではわからない”といった趣旨の選択肢を、あえて用意しなかったため不明が2割超に達した点には注意が必要である。その上で、地域を明確に回答した村民の2割弱が「川俣町、福島市飯野地区」を挙げており、僅差で「荒井等の福島市内の低汚染地区」が続く。これに次いで高かったのは「2、3以外の村に近い地域」の15.6%である。この回答は南相馬市や相馬市、伊達市などを想定したものであるが、いずれにしても長期避難生活では県北部での生活が望まれている様子がうかがえる。

なお「村内「避難指示解除準備区域」等の低線量地区」は、自宅に帰れなくとも帰村したいと考える人も4.0%と僅少だが存在した。

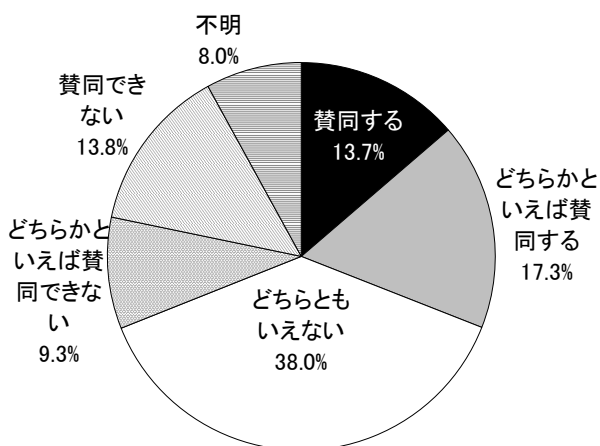


◆集落単位で”仮の村”を作ることへの意向(n=1,366s)

【問7】行政区の絆を安全・安心に維持していくため、双葉郡の一部の町が検討している“仮の町構想”のような「仮の集落づくり(行政区ごとに一定期間、移転するようなイメージ)」を、村外で実施することについて、あなたはどのように考えますか。(○は一つ)

既述の通り、放射能災害前の飯舘村では行政区単位での自主自立のコミュニティづくりに注力してきたが、これを受けて集落単位での仮の村(長期避難用の復興団地)の整備に対する意向を問うた。これに対して、程度にかかわらず賛同の意を示したのは3割で、逆に拒否の意向を示したのは2割であった。

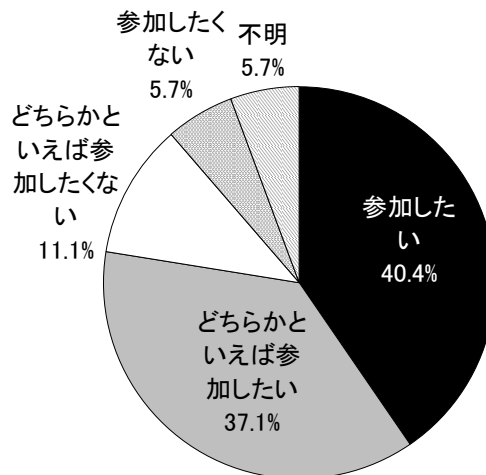
但し、最も多かったのは「どちらともいえない」で4割弱にまで達しており、村外への移住の判断が未定のまま、移住した場合のコミュニティ単位での住宅地構築に関してのイメージができない等の理由があると考えられる。



◆仮の村づくりの検討会議への参加意向(n=423s)

〈付属の間1〉問7で「1」か「2」を回答した人のお聞きします。仮の集落づくりの賛同者を集めて検討会議等を開催する場合、あなたは参加したいと思いますか。(〇は一つ)

「参加したい」と回答した人は全回答者の4割で、「どちらかといえば参加したい」も4割弱に達する。つまり、全有効回答者(1,366人)の2割強が行政区単位での集住を望み、かつ議論等への参加意志を表明している村民である。村内では、帰村優先、移住優先等、飯舘村の放射能災害復興に関して様々な考え方があがるが、まとまった単位での移住への要求があることを示しており、その新しい住宅地建設に関しての積極的な参加意欲のある村民2割いることに注視したい。その実現のための施策が求められている。

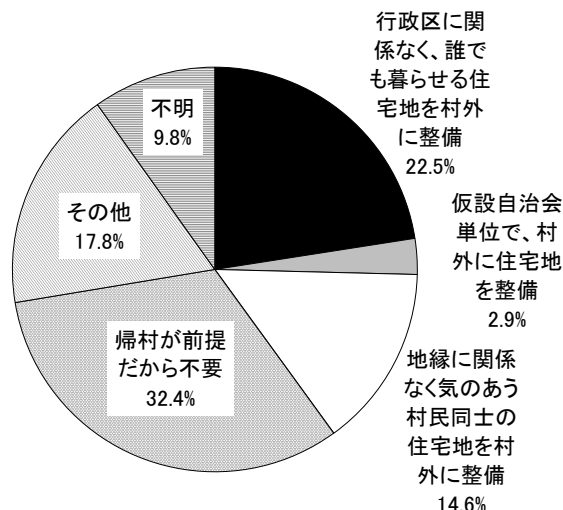


◆仮の村づくりに賛同できない理由(n=315s)

〈付属の間2〉問7で「4」か「5」を回答した人は、賛同できない理由はなんですか。(〇は一つ)

「帰村が前提だから不要」の声が3割超で最も高くなっており、全有効回答者(1,366人)の7.5%である。ある意味でこの人たちの希望に合う対策は、既に村の「帰村優先策」として実施されている。

2番目に多かったのが「行政区に関係なく、誰でも暮らせる住宅地を村外に整備」の22.5%であり、これに「地縁に関係なく気のあう村民同士の住宅地を村外に整備」が14.6%で続いている。これらは、ほぼ同義であり、両者を合わせると4割弱に達し、これは全有効回答者の8.6%である。Q7-1の声も含めて、全有効回答者の3割程度は、既存のコミュニティでのまとまりでの移住は別として、村外に仮の村の整備を望んでいることがわかる。

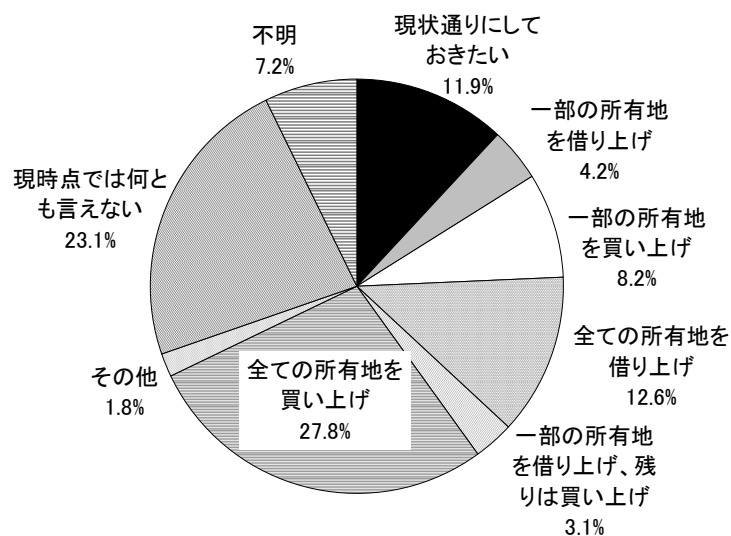


◆自身や家族が村に所有している土地資産や建物の今後の扱い方(n=1,366s)

【問8】不動産の賠償指針が示されていますが、あなたや家族が村に所有している土地資産や建物の今後の扱い方について、どのようにお考えですか。所有名義の有無に関係なく、あなた個人の考えで回答ください。(○は一つまで)

不動産賠償方針が、東電、国から提示されたが、この問題に対する取り組みの本格化はこれからという段階において「現時点では何とも言えない」(23.1%)を、「全ての所有地を買い上げ」(27.8%)が上回って、最も高い割合に達した点は特筆すべきである。しかも、これら2つの選択肢に続いて高かったのは「全ての所有地を借り上げ」の12.6%であった。こうした中で「現状通りにしておきたい」は11.9%であった。

土地の買い上げ意向が借り上げ意向を超えている状況は、飯舘村への帰村での復興への諦めか、新しい場所での生活再建のためのより多くの資金の獲得意向が強くなってきていることが推察される。自由記入欄にもこの種の補償問題を切実に訴える意見が多く記入されている。



注) 図中の選択肢は一部省略しており、それぞれ以下の通りである。

一部の所有地を借り上げ: 一部の所有地を国や東京電力に借り上げてほしい

一部の所有地を買い上げ: 一部の所有地を、国や東京電力に買い上げてほしい

全ての所有地を借り上げ: 全ての所有地を国や東京電力に借り上げてほしい

一部の所有地を借り上げ、残りは買い上げ: 一部の所有地を国や東京電力に借り上げてもらい、残りは
買い上げてほしい

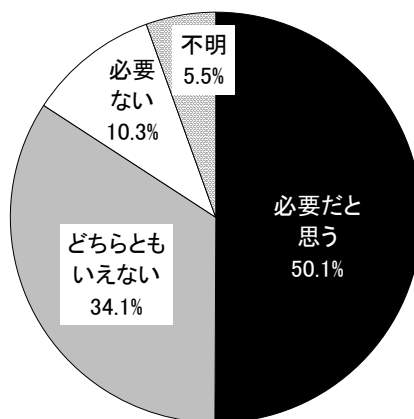
全ての所有地を買い上げ: 全ての所有地を、国や東京電力に買い上げてほしい

3. 避難生活でのコミュニティレベルでの村民交流、今後の対応策の検討

◆避難生活下における行政区単位での意識的な交流の必要性(n=1,366s)

【問9】長期的な避難生活、村民が離散した状況が続く中で行政区のつながりは薄れていますが、今後とも行政区民同士が“意識的に”交流していくことは必要だと思いますか。(〇は一つ)

「必要だと思う」と回答した人が半数であり、「どちらともいえない」が3分の1であった。「必要ない」と回答した人は1割である。

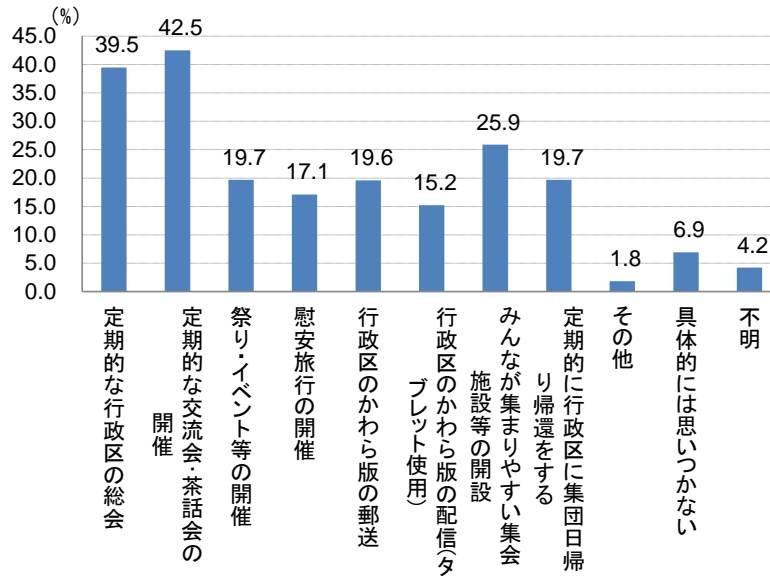


◆行政区の繋がり維持のための具体策(n=684s)

〈付属の間〉問9で「1」を回答した方のみにお聞きします。行政区での繋がり維持するために、具体的にどのような取り組みが必要だと感じますか。(〇はいくつでも)

最も多かったのが「定期的な交流会・茶話会の開催」の4割超で、僅差で「定期的な行政区の総会」の39.5%が続く。交流会や茶話会等が行政区の総会よりも高いのは、総会は世帯主のみの参加であるのに対して、世帯主以外も参加できる交流会等への期待が大きいものとなっていると考えられる。純粹に、希薄化した交流・コミュニケーションを少しでも取り戻したいと考える村民が多いといえる。

2割を超えたのは「みんなが集まりやすい集会施設等の開設」の25.9%である。村では飯坂温泉に交流施設を用意しているが、もう少し日常使いやすい空間や仕掛けの要求、また、回答者に借り上げ住宅居住者も多く、避難者自治会もなく孤立傾向にあることを訴える自由意見も多くあることから、村の知り合いと自由に会える身近な集会施設の要求が高いものと考えられる。2割に若干満たなかったのは「祭り・イベント等の開催」「定期的に行政区に集団日帰り帰還をする」「行政区のかわら版の郵送」であった。但し、かわら版については既に実施中の行政区も複数あることから、未発行の行政区住民を母数にした場合、もう少しこの要求の割合は高くなるものと考えられる。

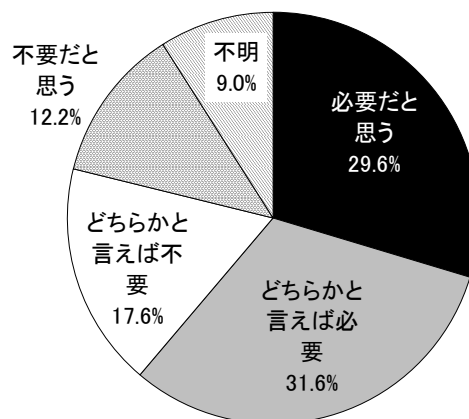


◆行政区や組、班単位での今後の対策検討機会の必要性(n=1,366s)

【問 10】今後の復興や対策を考える上で、避難前の行政区や組、班など近所づきあいの単位で集まって「復興計画」等を作ったり、対策を議論することについて、あなたはどのように考えますか。(〇は一つ)

「必要だと思う」が3割弱、「どちらかと言えば必要」が3割強となっており、程度にかかわらず行政区や組、班単位での復興等にかかる検討や議論、計画づくりの必要性を感じている人が6割を超えた。飯館村は本災害前には、行政区住民参画での地区別計画を策定し、色々な地域活性化を村民自身が行ってきた伝統がある。そのような行政区単位での地域づくりへの参加伝統もこのような回答結果となっていると思える。震災後、残念ながら行政区単位での復興計画策定に関しての行政支援や行政からの働きかけはない状況下で、村民自身は行政区単位での復興計画の必要性を指摘していることになる。

一方、不要と感じている人は3割弱である。

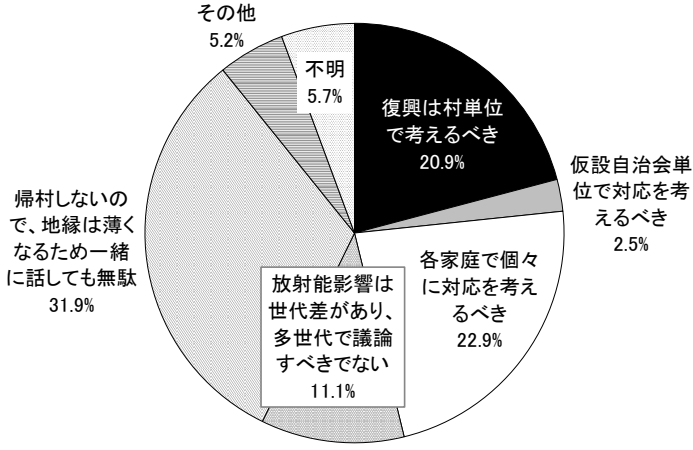


◆行政区等での対策検討機会が不要と考える理由(n=407s)

〈付属の問〉問10で「3」もしくは「4」を回答した方のみにお聞きします。そのように考えた理由について、あなたの考えに近いものをお答えください。(〇は一つ)

「帰村しないので、地縁は薄くなるため一緒に話しても無駄」が 31.9%で最も多く、次いで「各家庭で個々に対応を考えるべき」が 22.9%となった。いずれも回答した村民は“個”での対応を望んでいる結果、行政区、地縁での検討を不要だと感じている。このことは、今までの飯館村での行政区単位での地域活性化手法が十分に若年層も含めて浸透していなかったのか、あるいは、今回の未曾有の災害、長期的な避難生活、先が見通せない逆境の中で、まず、個人、家族の回復に集中したいという意向を示しているともいえる。このような判断の村民が出ていることを十分に認識した上で、紐帯維持にかかる何らかの対策を講じることの必要性も見いだせる。

これに対して「復興は村単位で考えるべき」という回答も 2 割あった。



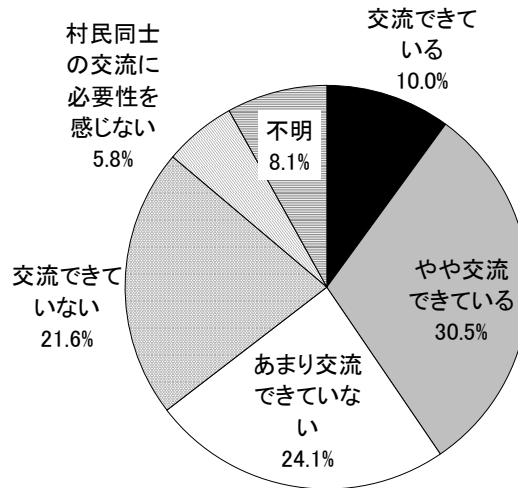
注) 図中の選択肢は一部省略しており、それぞれ以下の通りである。

- 復興は村単位で考えるべき: 復興は“村単位”で考えるべきであり、行政区等の単位で論じる必要はない
- 仮設自治会単位で対応を考えるべき: 避難生活での仮設自治会単位での対応を考えるべきである
- 各家庭で個々に対応を考えるべき: 行政区等の単位では結論は出ないので、各家庭で個々に対応を考えるべきである
- 放射能影響は世代差があり、多世代で議論すべきでない: 放射能リスクは世代によって異なるのだから、多世代で議論すべきではない
- 帰村しないので、地縁は薄くなるため一緒に話しても無駄: 帰村は考えておらず、今後行政区やかつての地縁は薄くなるので一緒に話しても無駄である

◆避難中の村民同志での意識的な交流の実践度(n=1,366s)

【問 11】長期的な避難生活、村民が離散した状況が続く中で地縁(行政区など)に関係なく、気のあった村民同士が“意識的に”交流していくことも大切ですが、あなたは実践していますか。(○は一つ)

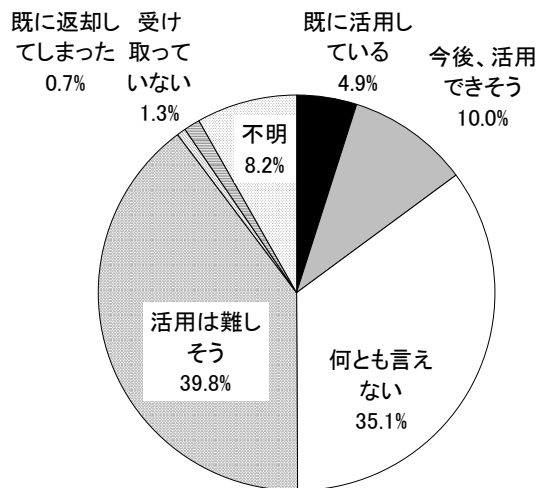
避難生活で、行政区を越えた村民同士での交流は、程度にかかわらず 4 割が出来ていると感じている。一方で、交流ができていないとする村民は、これを上回っている。今後の復興や長期避難生活のコミュニティ単位を考えた際、既述の村民意向にもあったように行政区のまとまりだけでなく、知り合い、友人等の村人達との新しいコミュニティ構築の可能性も期待されている。早期の帰村が前提でない村人に対して、かつての地縁のみならず、新しい村外の空間を活用した、例えば共同菜園に見られるようなテーマ重視型の新たな交流を促していくことも必要だと考えられる。



◆村提供のタブレットの活用状況(n=1,366s)

【問 12】村ではタブレット(携帯端末)を配布しましたが、あなたはこの機械を“村民同士”のつながりを維持するという目的のために活用していますか。(○は一つ)

村が無料で村民に情報道具として提供した、タブレットの活用状況は厳しいものがある。4.9%が「既に活用している」程度で「今後、活用できそう」を含めても15%程度なのに対して、「活用は難しそう」は4割。高齢者が多いことが影響していよう。また、避難している村人が必要としている村からの的確な情報内容を発信する等の工夫も求められる。それ以上、端末で発信できる事と、対面、集会形式で情報発信、交流できることは別であることを再認識した上での情報発信、交流のための機会と場作りが求められているといえよう。



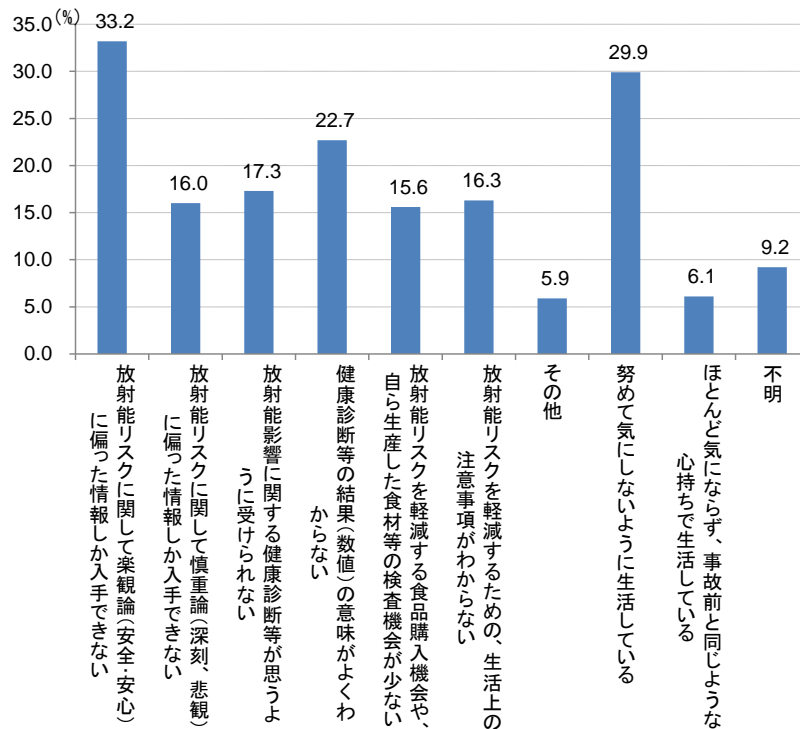
4. 放射能対策と長期的な健康維持

◆放射能リスクに対する不安事項(n=1,366s)

【問 13】放射能リスクや健康に関しての不安や心配事は何ですか。(〇はいくつでも)

3割超の回答者が、楽観論の情報しか入手できないことへの不安を訴え、次いで3割が「努めて気に生活しないようにしている」という、精神的ストレスを回避する意識となっている。さらに、「健康診断等の結果の意味がよくわからない」も2割超で高い。

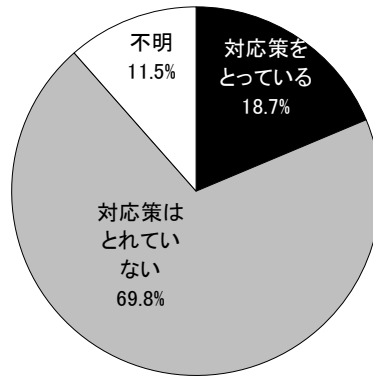
いずれにしても、専門家の判断すら割れている放射能リスクや健康問題に関して、的確かつ多様な情報提供と、個々がそのリスクを判断、選択するための学びの機会を提供することが求められる。



◆放射能リスクとの対応の有無(n=948s)

〈付属の問 1〉問 13 で「1」～「7」のいずれかに〇をつけた方のみにお聞きます。当該課題を解決するため、自分なりに何らかの対応策をとっていますか。(〇は一つ)

「対応策をとっている」と回答した村民は、2割に満たない状況である。放射能リスクと健康問題に関して的確な対応を取らないままに、放射能汚染からの長期的な避難生活を強いられている状況が読み取れる。この点は非常に重要である。放射能汚染で避難している村民自身が十分に防御の対策がとれていないということは、何のための避難であるのかを含めて、国、県、村としても真摯に受け止め、的確な対策を取ることが求められる。今後は「対応策をとれていない」理由を明らかにしたうえで、その対策を講じていくことが求められる。

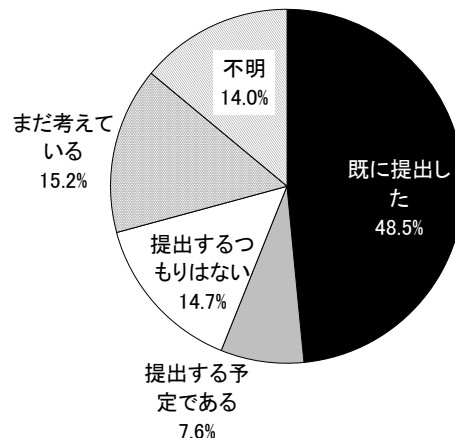


◆震災時の行動記録提出の有無(n=1,366s)

【問 14】福島県が実施している、震災時の行動記録を県に提出していますか。

約半数が既に提出しており「提出する予定である」を含むと 56.1%が、行動記録を提出することとなる。

一方で、残りは提出しないか、不明等であり、4割近くの震災時の村民行動情報を福島県は入手できないこととなる。今後の健康対策等も含めて大きな課題が残る。国、県、村の震災後の放射能対応に対する不信等が不提出に影響している可能性もある。この不提出状況にかんがみ緊急的で長期的な行政側の対策、これらの人達を含めた長期的なリスク対策を明確にする必要がある。

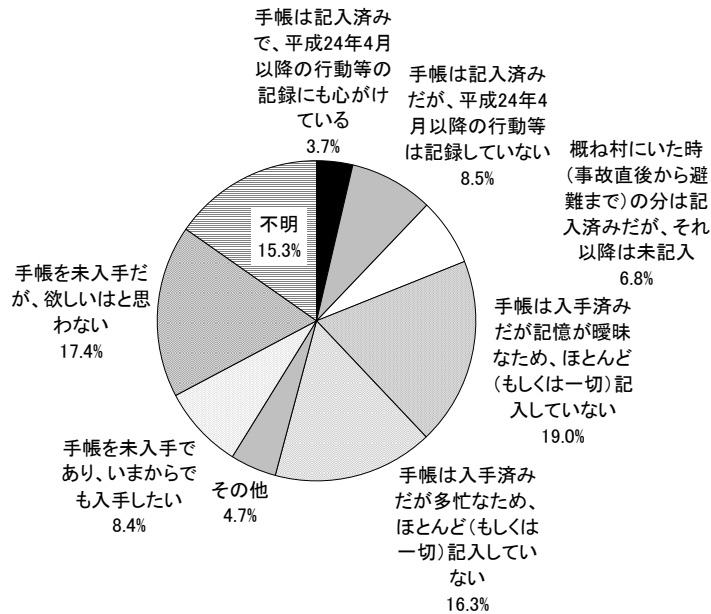


◆「負けねど飯館」の「健康生活手帳」の活用状況(n=1,366s)

【問 15】飯館村の村民有志の会 “負けねど飯館!!”では、将来の万が一の健康被害の発生に備え、記録を残すことや簡単な対策を周知することを目的に「健康生活手帳」作成して村民に対して無料配布しました。この手帳の活用状況をお聞かせください。(〇は一つ)

手帳を入手していると考えられる村民は 5割程度である。手帳に記載されたカレンダー以降も記録を取り続けている村民は、全有効回答者数の 3.7%と僅少であるが、少なくとも初期段階での行動を記録している村民は 2割弱にまで達している。しかしながら、3割の村民は十分に活用しておらず、記入方法講習会等の活動が当初に予定していたようには進まなかったことも影響していることが考えられる。

一方、「手帳を未入手であり、いまからでも入手したい」という村民も 1割弱存在しており、これらの村民に手帳を届け、記入する機会を設けること等の対策を早急に講じる必要がある。

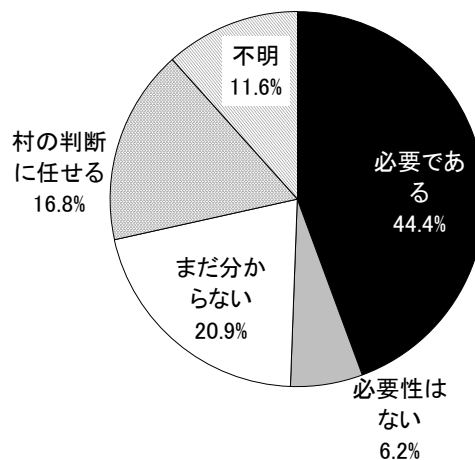


◆「原発災害者健康手帳(仮称)」の必要性(n=1,366s)

【問 16】原発被災地の他の市町村では、長期的な健康管理の視点から「原発災害者健康手帳(仮称)」を国に認めさせるような施策の必要性を訴えています。飯館村民もこのような手帳の所持が必要だと思いますか。(〇は一つ)

「必要である」との回答者は 44.4%であり、「必要性はない」と断言した村民は 1 割未満と僅少であった。

一方で個々での判断を保留したと考えられる「まだ分からない」が 2 割に達し、「村の判断に任せる」も 16.8%であった。手帳は長期的な健康対策の補償を担保するための仕組みであるが、判断保留の人々は十分に理解できていない可能性もあり、被曝に伴う長期的な健康対策のあり方についての村民自身、村民同士が学んでいくことが必要であり、そのための機会を村当局は提供することが必要と考える。例えば、広島、長崎、水俣などの長期健康対策の仕組みを獲得している人達との交流や学びも必要であると考えられる。ただ、現段階では村当局が、この種の手帳の交付に関して消極的な姿勢をとっていることが懸念される。



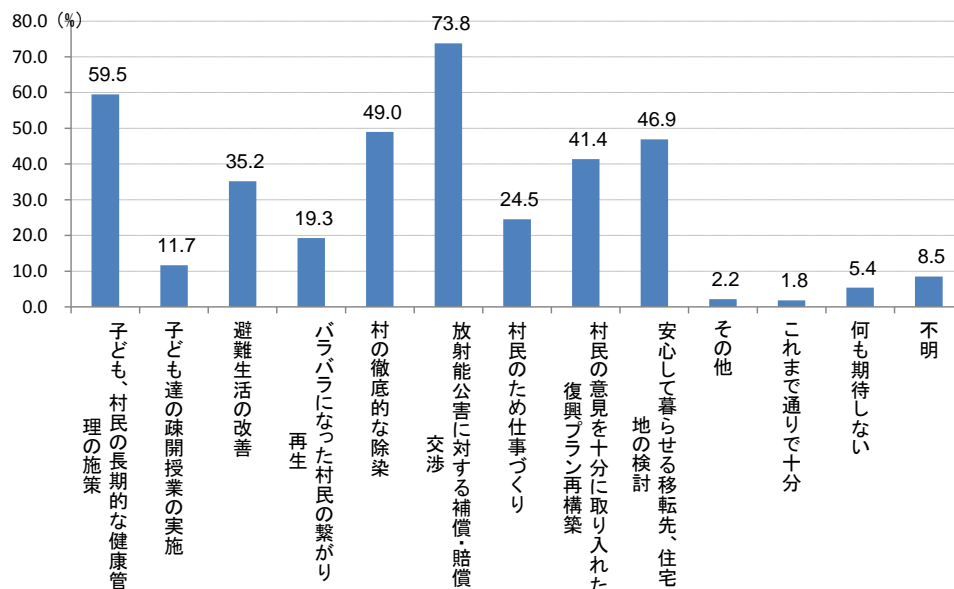
5. 今後の村にとって重要な放射能公害対応について

◆村の重要な対応について(n=1,366s)

【問 17】村が対応すべき項目として、下記の項目のうち、現在、あなたが重要だと考えるもの上位5つまでをお答えください。(〇は5つまで)

村民が期待する村の対応の 5 位までを見ると「補償・賠償交渉」が 7 割超で最も高く、続いて「子ども、村民の長期的な健康管理施策」が 6 割であった。以下は 5 割未満で「村の徹底的な除染」が 49.0%、「安心して暮らせる移転先、住宅地の検討」46.9%、「村民の意見を十分に入れた復興プラン再構築」41.4%となっている。

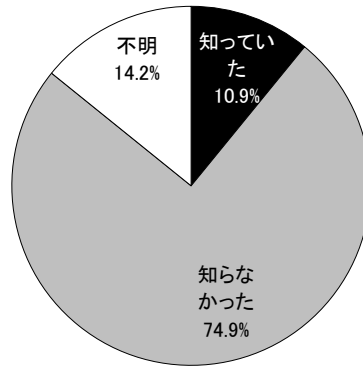
個々の生活再建のための資金、場所（帰村場所の除染と、長期避難場所の確保）、そして長期的な健康管理に対しての行政の施策や支援策を期待している村民が多い。そして、こうした復興施策をとりまとめる復興計画について、村民意見が十分に取り入れられるように再構築（再策定）していくことを希望していることがわかる。換言すれば、村の現在の復興計画とその事業展開に関して、村民は納得できないことの表れでもあり、こうした考えは自由記入への記載からも十分に読み取ることができた。



◆「原発事故子ども・被災者支援法(略称)」の認知度合い(n=1,366s)

【問18】今年 6 月に「原発事故子ども・被災者支援法(略称)」が成立し、被災者の生活や仕事支援、子ども達の避難の

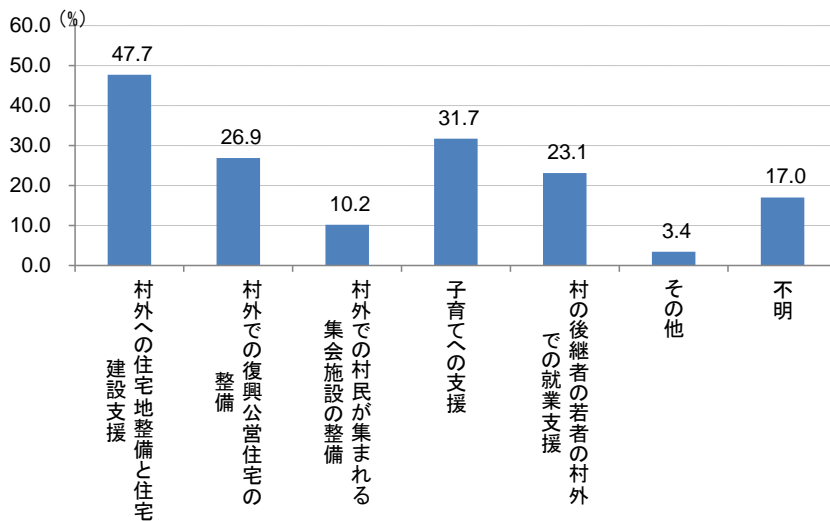
支援法に関する村民の認知度合いは低く「知っていた」は 10.9%に留まった。この原因としては、行政やマスコミの情報発信が少ないこと、法律の具体化が遅れていることで村民の関心を喚起できていないことが考えられる。子ども避難生活や避難者の生活保障についての基本的な法律が制定されているにも関わらず、当事者の認知度が低く留まっていることは、今回の原発災害に対する国、行政、マスコミの限界と課題を明確にしているともいえる。



◆戻らない村民に対する支援策(n=1,366s)

【問19】村の復興計画には、戻らない村民への継続的な支援が書いてあります。戻らない村民の人達への支援内容として重要だと考えるもの上位2つまでをお答えください。(〇は2まで)

「村外への住宅地整備と住宅建設支援」47.7%とほぼ半数に達し、次いで「子育て支援」31.7%で、村外における長期避難先での子育て支援策が希望されている。3位は「村外への復興公営住宅整備」の26.9%であった。以上の結果からは、村外においても家族で安心して暮らせる住宅・環境整備がされることが希求されている状況が読み取れる。現在の村の復興計画では、村内への復興住宅や、飯野地区での復興住宅が施策として提案されているが、村外の希望地での飯館村の住宅地整備や個々の住宅建設に関する項目は復興計画に明記されていない状況であり、このような村民の真摯で真剣な意見を尊重して、今後の復興計画の改変が必要となっていると考えられる。

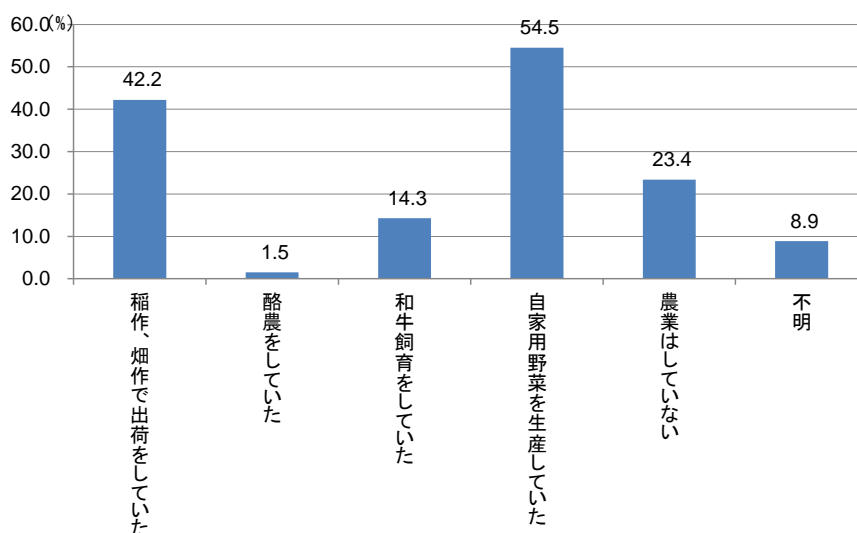


6. 農業意向

◆震災前の農業の有無(n=1,366s)

【問20】 震災前、あなたは農業(自給用作物生産を含む)をしていましたか。(○はいくつでも)

回答者の農業経験者は67.7%であり、自家用野菜の生産者は54.5%おり、農産物の出荷農業者は42.2%である。避難生活では土と共に生きてきた村民が、土から離れた生活で精神的負担、体力低下等の心身への影響が大きいものと推察される。

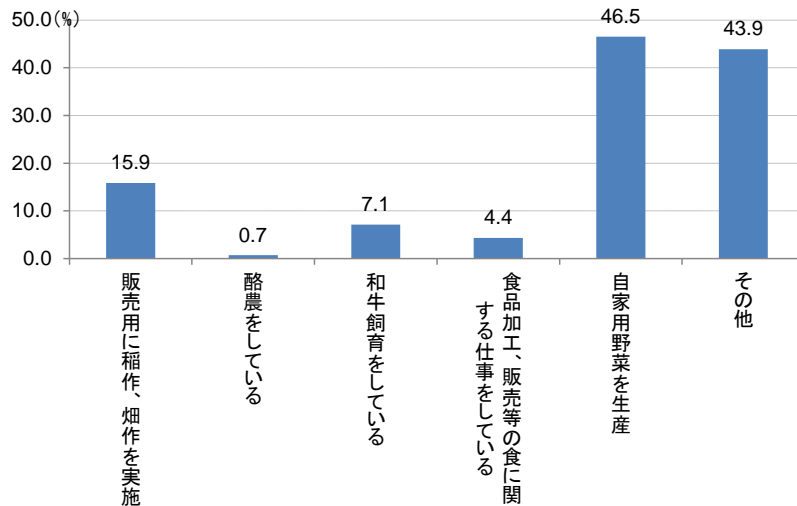


◆避難先での農業の有無(n=574s)

〈付属の間1〉付属の間1~3は問20で「1~4」を回答した方のみにお聞きします。避難先でも、農業を行っていますか。(○はいくつでも)

避難前に村で生業、自給用問わずに農業に従事していた1,069人であったが、現在の避難先での農業有無の回答者574人のみを対象に、現在取り組んでいる農業の内容をここでは見ていく。

このうち46.5%は「自家用野菜の生産」をしている。また、15.9%が「販売用に稲作、畑作を実施」していると回答している。土とのつながりを維持しているこうした村民に対する農地仲介や初期費用支援等の活動支援策、さらに福島市や伊達市等の一部には放射能汚染が否定できない中での農業を継続している例もあるので、土壌検査から、収穫された農産物の的確な検査支援を含めて、避難先での農業継続支援施策の実施と支援体制を確立することが求められている。また、村外、県外で本格的な農業再開も検討している避難村民からの自由欄での具体的な農業再開のための、農地法の見直し、資金提供等の希望もあり、村外に避難している農業専門家への行政間での協力がより必要となっている。農業の村としての飯舘村の復興は、放射能汚染された飯舘村での復興が当面厳しい中で、村外での飯舘農業の継承は緊急の課題となっている。

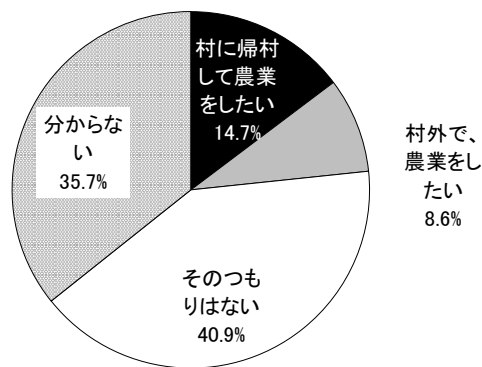


◆農業再開意向(n=823s)

〈付属の間2〉付属の間1～3は問20で「1～4」を回答した方のみにお聞きします。あなたは、今後、農業(酪農・畜産を含む)を継続、再開していきたいですか。(○は一つ)

避難前に村で生業、自給用問わずに農業に従事していた1,069人であったが、本設問では「不明」が多いため、これに該当する246人をサンプルから除外して結果を見ていく。

まず、今後の農業継続意向は少ない。継続意向について「そのつもりはない」と回答した人は4割超にまで達する。さらに「分からない」も35.7%である。「村に帰村して農業をしたい」は14.7%であるのに対し、「村外で農業をしたい」は8.6%である。村外で一から農業を再開する厳しさを認識したうえでの回答と思われるが、現状の飯舘村の汚染状況の中で、除染を徹底しても短期的な農業再開の可能性も厳しい現実がある。農業継続のために、短期的な施策として村外での安心できる場所での農業再開等への行政支援も求められている。「分からない」と回答した人々に、具体的で多様な農業再開支援策を提示することが必要であると考えられる。

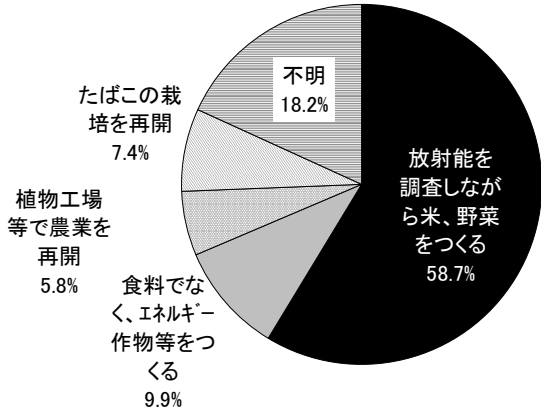


◆再開希望の農業内容(n=121s)

〈付属の間3〉付属の間2で「1」を回答した人のみにお聞きします。どんな農業をしたいですか。(○は一つ)

「村に帰村して農業をしたい」と回答した人は121人いた。その内、「放射能を調査しながら米、野菜をつくる」という、被災前と同様の米、野菜づくりの農業再開を希望している人が58.7% (71人) いる。「たばこの栽培を再開」も7.4% (9人) いる。

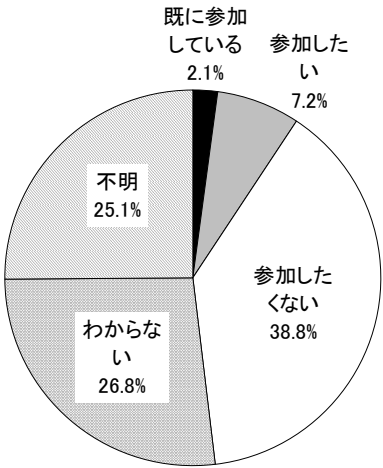
一方で、村が復興計画等に“新しい農業”として提示した、エネルギー作物栽培の希望者は9.9%（12人）、植物工場での農業従事希望者は5.8%（7人）と僅少に留まる。村民が望む農業は、これまでに培ってきた技の活きる従来の農業を求めているのであり、復興の名の下に導入する新しい農業に対する期待は薄いという厳しい結果となった。



◆避難先での共同菜園参加希望有無(n=1,366s)

【問 22】村避難先で人有志が共同菜園を開設していますが、この活動に参加したいですか。(○は一つ)

福島市内、相馬市、伊達市等の避難先において、村民有志が共同菜園を開設し、避難村民達が心身の健康を維持する場になっている。「既に参加している」人は2.1%（29人）と僅少であるが、今後の希望者は7.2%（98人）であり、現在の倍以上いることが明らかになった。合計で127人の共同菜園への参加希望者で、全体の9.3%に留まる人数である。しかし、先行して開設された共同菜園の事例を見ても、参加者が日を迫うごとに増えており、「わからない」と回答した人も近場で共同菜園活動が活発化すると、意識変化が生じる可能性もある。そのため、活動を促すための支援策を展開していくことも望まれる。

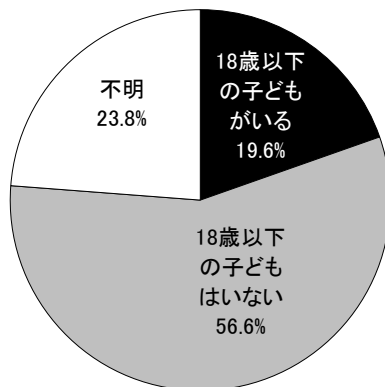


7. 子育てに関する心配と意向

◆子どもの有無(n=1,366s)

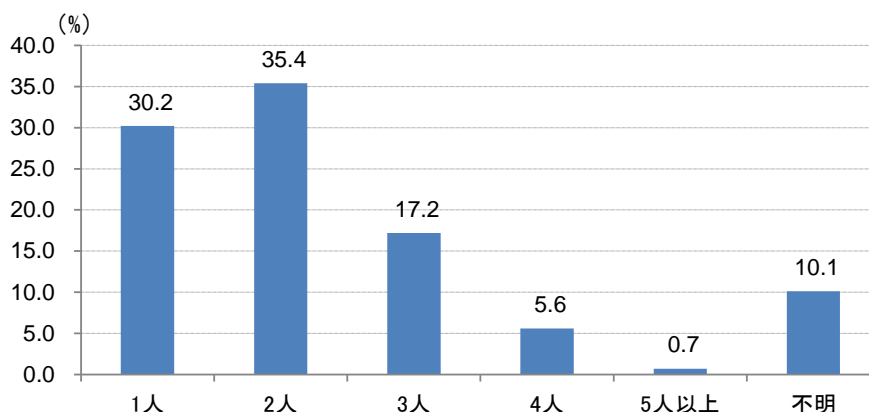
【問 21】あなたには、18 歳以下のお子さんがいますか。(○は一つ)

回答者のうち、18 才以下の子どもがいる人は、19.6% (268 人) であった。以下の設問に対する回答は、18 才以下の子どもがいる人、269 人の回答である。



◆子どもの数(n=268s)

「2人」の方が最も多く 35.4%、「1人」が 30.2%、3人以上の子どもがいる人も 23.5%であった。

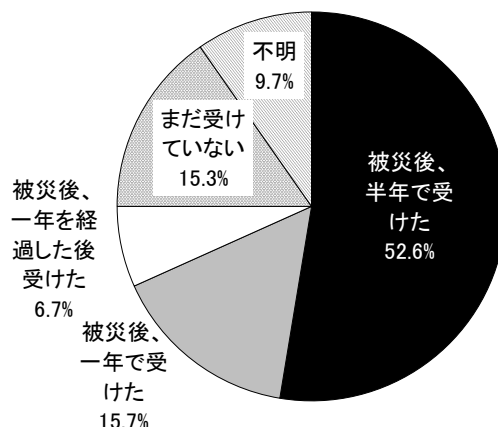


◆子どもの内部被曝検査有無(n=268s)

〈付属の問2〉お子さんの被災後の内部被曝の検査を受けていますか。(○は一つ)

子どもの内部被曝検査を「被災後、半年で受けた」と回答した人は 52.6%であり、一年以内を含めると 7 割弱が受けており、調査実施時点 (2012 年 10 月) までに受けたと回答した人を加えると 4 分の 1 が検査を済ませている。

一方で、「まだ受けていない」と回答した人も 15.3%に達している。

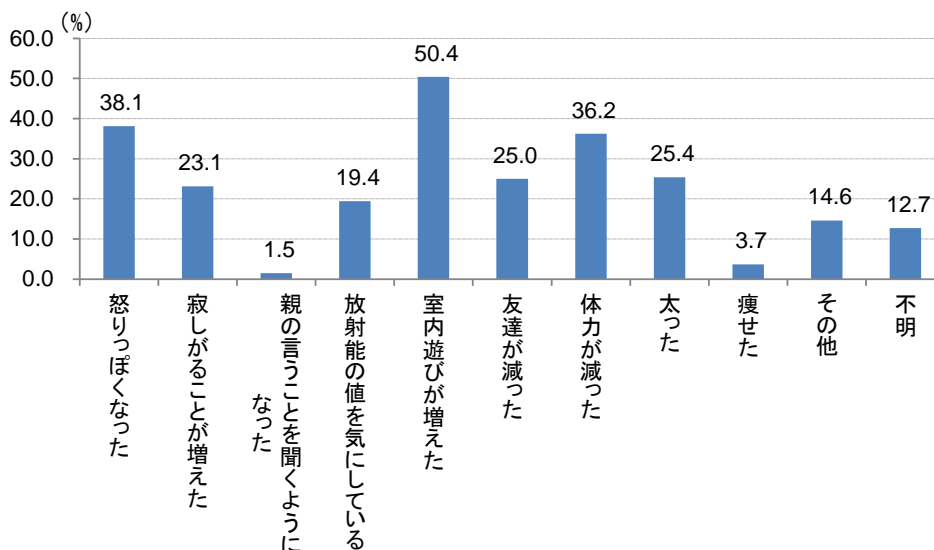


◆震災後の子どもの変化(n=268s)

〈付属の間3〉震災後、お子さんの変化について変わったことはありますか。(〇はいくつでも)

「室内遊びの増加」と回答した人が50.4%で最も多く、これに「怒りっぽくなった」が38.1%、「体力が減った」の36.2%が続く。さらに2割超のものとして「太った」(25.4%)、「友達が減った」(25.0%)、「寂しがるが増えた」(23.1%)などが挙げられた。

飯舘村での外遊び、自然との触れあい等が出来なくなったことや、全国的に見ても放射能汚染度が高い福島市内を中心とした避難生活での外遊びの減少が、子どもの心身ストレスと体力低下の問題につながっているものと考えられる。また、避難先の福島市内からの通学負担解消等に伴う市立小学校への転校、相馬や南相馬等の沿岸部への避難に伴う転校、県外避難しているケースも見られ、成人のみならず子どもたちの絆も分断されており、「原発事故子ども・被災者支援法(略称)」を活用した避難キャンプと旧交を深める施策等の本法律の具体化をもっと国に働きかけていくことが望まれる。

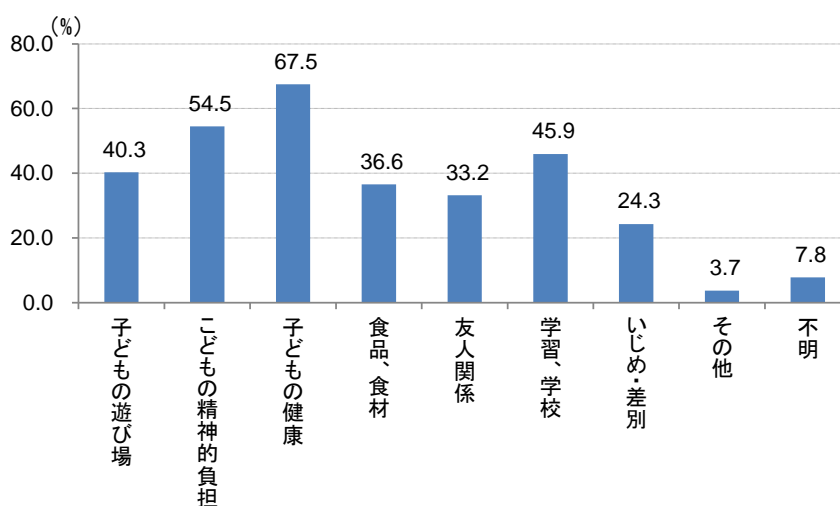


◆子育ての心配事(n=268s)

〈付属の間4〉避難先での子育てでの心配事を教えてください。(〇はいくつでも)

避難先での心配事の上位3項目は「子どもの健康」(67.5%)、「子どもの精神的負担」(54.5%)、「学習、学校」(45.9%)の順となった。子どもの心身のストレス、放射能被曝とその長期的な健康障害に心配する親たちの苦悩が読み取れる。こうした苦悩は、親自身の大きなストレスの原因となっており、こうした心労の軽減策は喫緊の課題である。こうした状況の中で、問13で見たような「努めて気にしないように生活している」という回答者が増えているが、重要なのは放射能汚染と向き合うことをやめることでストレスから解放されることではなく、真摯に向き合うための知識と対策術の取得であり、そのための確かな情報の提供、さらにカウンセリングや親同士の茶話会開催等の施策を通じて心労軽減をはかることが求められている。

帰還策だけでなく、戻らないと決めた親達、若い家族の長期的な避難生活、住宅再建をどうしていくか、子ども達の健康管理、教育環境づくりをどのように進めていくかが問われている。帰還前提での幼稚園、小中学校再建策ではなく、安心できる場所での子育てのための総合的な環境づくりの施策が求められていると考える。



◆子どもの将来の心配事(n=268s)

〈付属の問5〉子どもの将来についての心配事を教えてください。(〇はいくつでも)

「健康面(精神的面も含めて)」が8割超で群を抜いて高く、これに「結婚」の6割が続いている。未曾有の原発災害であり、今後の健康障害に関して明確な予測が科学的にも出来ない状況の中で親たちの苦闘、苦悶から出てきた数字であり、将来的な結婚差別にまで心配事が及んでいる。

この飯舘村の親達の気持ちは、直ぐに解決できるものではないが、この現状に関して国民全体が真摯に向き合い、自分たちの課題として考えてほしい。また、国、県、村行政も、このような子を持つ親の気持ちを真摯に受け止め、より安全策、リスク回避のための、健康手帳、疎開策、移住策、疎開・移住教室等の具体的な対策の実施が期待される。未曾有の災害に関しては、未曾有の対策を実施することが求められている。

